

Family Life

Column

Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の

保険の話 Part.61 「はじめてますか？資産運用」 Part 2

■講師 おおつき先生
株式会社MD代表取締役
ライフコンサルティング
Life Insurance



やはり桜の季節は間ですね。なぜこんなにも私たちは桜に魅了されるのでしょうか。
一つは寒い冬の日、温かい春が来る日を指折り数えて待つ。やっと訪れた春を象徴するかのような薄紅色の可憐な花をたくさん咲かせ、一気に華やかな春の訪れを告げるから。
もう一つは満開になった後、一気に花を散らせ季節の移ろいと儚さを人は人生に重ね合わせるからだそうです。
今年の桜は皆さんにとって、どのような思い出となりましたか？
さて今回も前回に引き続き、資産運用のお話をしたいと思います。

【投資信託は怖い？】

資産運用の一つ「投資信託」のお話をする際に、必ず出てくる言葉があります。それは「怖い」と言う言葉です。
ではなぜ「投資信託=怖い」のでしょうか。

- ①元本保証がない
- ②増えるかもしれないが減るかもしれない
- ③投資信託=ギャンブル

このようなイメージをお持ちの方が多く様ですね。それではそれぞれを詳しく見ていきましょう。

(ギャンブル)

皆さんは大数の法則と言う物をご存知でしょうか。

経験上の確率と数学的確率との関係を示す確率論の基本法則。観測回数に対するその事象の実現回数の割合（例えばさいころを n 回振って r 回一の目が出たなら n 分の r ）は観測回数を多くすると計算上の確率（ここでは $\frac{1}{6}$ ）に近づくという法則です。

また「日本の競馬における払戻金の算出方法は、『競馬法第 7 条』に定められていて、この算出方法から控除率は約 25% と導き出されます。残りの約 75%が払戻金として、お客様の手に渡ることになります」(JRA 日本中央競馬会・広報部)

ということは、「馬券も買い続けると手元には買い続けた金額の 75%が戻ってくる。」という事になります。
もちろん大穴・万馬券なんてこともあるので、夢を見る方も多いと思います。

これがギャンブルにおける「大数の法則」となります。



(投資信託のしくみ)



投資信託とは、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用のプロであるファンドマネージャーが株式や債券などに投資・運用しその運用の成果として生まれた利益を投資家に還元するという金融商品です。

【(キーワードは長期・積立・分散)】

長期とは長期投資のこと。

長期にわたって金融商品を保有し続ける投資方法です。株式のような金融商品は短期的に上振れ下振れの幅が大きく変動することもあります。長く保有すれば、振れ幅が小さくなり、安定した収益を得ることが期待できます。また、長期で保有すると、その分、受け取る配当金や株主優待の回数も多くなり、結果として利益を積み上げることが期待できます。

積立とは積立投資のこと。

コツコツと定期的に金融商品を購入する投資方法です。積立投資には、定量購入する方法と、定額購入する方法があります。特に、定額で購入する方法は「ドル・コスト平均法」とって、「長期・積立・分散投資」を実践するうえでの大きな武器となります。

分散とは分散投資のこと。

投資先や購入する時期を分散させることで、価格の変動を抑え、安定したリターンを狙う投資方法です。分散の仕方には、以下の3つの方法があります。

- ①資産の分散……株式、債券、投資信託など、特徴の異なる複数の金融商品を組み合わせること。
- ②地域の分散……日本国内と国外、あるいは国外でも先進国（米国、ユーロ圏など）と新興国（東南アジア、南米など）のように、複数の地域や通貨の金融商品を組み合わせること。
- ③時間の分散……1回のタイミングでまとめて購入するのではなく、積立投資のように複数のタイミングで購入すること。

そこで現れたのがつみたて Nisa

つみたて NISA は、国内在住の18歳以上（2022年4月1日に成人年齢が引き下げられたことに伴って、2023年からは1月1日時点で18歳以上の人も対象となりました。）であればだれでも始めることができます。

つみたて NISA を利用すれば、資産運用で得られた利益に対して税金が発生しません。たとえば、50万円の運用益が発生した場合、課税口座では20.315%の約10万円を納税する必要がありますが、つみたて NISA 口座であれば50万円をそのまま受け取ることができます。

なお iDeCo は、20歳以上の国民年金被保険者であればほとんどの人が加入できますが、第1号被保険者の自営業者などのうち、国民年金保険料の免除を受けている人や、農業者年金の被保険者は対象外。第2号被保険者の会社員のうち、企業型確定拠出年金に加入している人は、事業主掛金および iDeCo の掛金が上限額の範囲内で毎月積立である場合、またはマッチング拠出を利用していない場合に限られます。

また iDeCo はそもそも老後資金の形成が目的なので、65歳以上の人も加入は認められていません。

今回は今回触れました「ドルコスト平均法」についてお話ししたいと思います。



Insurance representation and life consulting

MID Company Limited

■株式会社MID

京都市西京区川島調子町42-1日章ビル3F

TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>